

公 示 日：2026 年 8 月 19 日（水）

調達管理番号：26a00643

国 名：エクアドル

担 当 部 署：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

調 達 件 名：エクアドル国アクセシブルな著作物制作・利用促進アドバイザー業務

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

（１） 担当業務 ：アクセシブルな著作物制作・利用促進アドバイザー業務

（２） 格 付 ：３号

（３） 業務の種類：専門家業務

（４） 契約履行期間（予定）：2026 年 11 月上旬から 2028 年 10 月下旬

（５） 業務人月：7.0 人月

（６） 業務日数：

・ 第１次 準備業務 10 日、現地業務 30 日、整理業務 10 日

本業務においては計３回の渡航により業務を実施することを想定しており、第１次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

エクアドルの障害者人口は全人口の約 7%（約 110 万人）であり（国勢調査, 2024）、そのうち女性が 53.6%、男性が 46.4%であり、種別は重複機能障害 38.2%、身体障害 23%、視覚障害 21.8%、聴覚障害 7%等となっている。

エクアドルは、2008 年に国連障害者権利条約を批准し、同批准を踏まえた憲法改正において障害者の権利保障を掲げている。さらに、障害者の社会参加促進を目的に 2012 年に障害者基本法を定め、2013 年以降「障害者平等のための国家

アジェンダ」で障害インクルーシブな国家となるための取り組みや方針を定め、5年毎に改訂している。

本案件が主な協力対象とする「読み」に障害がある印刷物障害¹については、エクアドル政府は、2013年に世界知的所有権機関の外交会議で採択された「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約²（以下、マラケシュ条約）」を2016年に批准し、関連法の整備を通じて印刷物障害がある人々が点字や録音図書などの著作物を利用する機会の確保に努めていた。JICAは、これを推進するため2023年2月から2024年10月まで技術協力個別案件「アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイザー」を実施し、マラケシュ条約の実施と運用監督を担う機関である国家知的所有権機関（SENADI：Servicio Nacional de Derechos Intelectuales）に、障害のある人々の情報アクセシビリティに関する専門家を派遣した。同案件は、読字障害や視覚障害等、印刷物障害がある人々のためのアクセシブルな著作物の持続可能な制作、配布、利用及び啓発を促進するための計画策定を目標としており、協力期間を通じて同計画（「エクアドルにおけるマラケシュ条約の実施および利用可能な著作物の製作および利用システムの確立のための中長期計画」、以下「中長期ビジョン」）は策定され、政府文書として承認された。

しかしながら、アクセシブルな著作物に係る計画が策定されたものの、依然としてSENADIは計画を実現するための専門技術や利用促進に課題を有していることから、今般、我が国に対してアクセシブルな著作物制作の技術者及び啓発に係る人材育成に関する協力を要請した。

本案件は、情報及び教育資源へのアクセス機会が制限される視覚障害または印刷物障害を有する人々に対し、アクセシブルな著作物を制作するための体制強化と人材育成の取り組みを通じて、アクセシブルな著作物の利用及び普及の促進を図り、エクアドルの障害者の社会参加促進を目指すものである。本事業を契機として、将来的には同様の言語的特性を有するラテンアメリカ地域への開発効果の拡大も期待される。

¹ 視覚障害、学習障害、知的障害、肢体障害等の印刷物の利用に困難のある障害を指す。プリントディサビリティとも呼ばれる。

² 同条約は、プリントディサビリティのある人々が、印刷物を利用する際に著作権者の許可を得ずにアクセシブルな形式で複製することや、複製されたアクセシブルな形式の書籍を加盟国間で共有することを可能にしている。

3. 期待される成果

既存のアクセシブルな電子書籍がエクアドルの印刷物障害者に提供されるとともに、EPUB（電子書籍ファイルの国際標準規格）形式の電子書籍制作に係る中核人材が養成されることを通じて、エクアドル国内でアクセシブルな著作物の制作及び利用が促進される。成果の達成状況については、研修実施状況、研修参加者の技術習得状況、アクセシブルな電子書籍の利用促進状況等を踏まえて確認する。

4. 業務の内容

本業務は、SENADI をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、大学や図書館等を主要な育成対象者として実施する。本業務は前述「アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイザー」にて策定された中長期ビジョンを実施するため、アクセシブルな著作物制作の技術者育成及び啓発に係る人材育成を行う。

第1次派遣にかかる具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年11月上旬～2026年11月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、エクアドル政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、アクセシブルな著作物の国内及び地域の利用状況と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイザー」の活動）の概要を把握・分析する。
- ② JICA 人間開発部及びエクアドル事務所と連絡・調整の上、現地における活動計画を整理する。
- ③ ワークプラン（和文・西文）を作成し JICA 人間開発部による確認の後、C/P 機関に提出する。併せて、エクアドル事務所にもデータを送付する。

（2）第1次現地業務（2026年11月中旬～2026年12月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA エクアドル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、承認を得る。
- ② 大学や図書館におけるアクセシブルな著作物制作に関する知識の蓄積状況及び普及状況について、情報収集及びヒアリングを行う。
- ③ 中長期ビジョンの進捗状況を確認する。
- ④ 行政機関、大学図書館、障害者団体及び出版社等を対象に、アクセシブルな電

子書籍の普及に関する意識啓発研修会を開催する。

- ⑤ 大学図書館員等を対象に、国際プラットフォーム (Accessible Book Consortium、以下 ABC) に格納されているアクセシブルな電子書籍の再生方法などの利用促進講習会を開催する。
- ⑥ 書籍を EPUB 形式のファイルで制作する研修会 (以下、「EPUB 図書制作研修会」) を開催する。

(3) 第1次整理業務 (2027 年 1 月上旬～2027 年 1 月中旬)

- ① EPUB 図書制作研修会の参加者に対するフォローアップ研修をオンラインで実施する。
- ② 第1次現地業務の現地業務結果報告書 (和文・西文) を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

第2次及び第3次派遣で想定される担当事項は次のとおりとする。

(4) 第2次及び第3次現地派遣

- ① 行政機関、大学図書館、障害者団体及び出版社等を対象に、アクセシブルな電子書籍の普及に関する意識啓発研修会を開催する³。
- ② 大学図書館員等を対象に、ABC に格納されているアクセシブルな電子書籍の再生方法などの利用促進講習会を開催する³。
- ③ EPUB 図書制作研修会を開催する⁴。
- ④ 下記 (5) ① で実施するフォローアップ研修の参加者の技術習得状況を評価し、EPUB 指導者研修参加者を選定する。
- ⑤ 上記④で選定した参加者に対して、EPUB 制作指導者研修会を開催する。

(5) 第2次及び第3次整理業務

- ① 上記 (4) ③ の参加者に対するフォローアップ研修をオンラインで実施する。
- ② 上記 (4) ⑤ の参加者に対して、フォローアップを実施する。
- ③ 全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書 (和文・西文) を作成し、監督職員に報告する。

³ アクセシブルな電子書籍が広く利用されるための工夫につき提案をすること (参加者による発信、障害当事者団体によるイベント開催など)。

⁴ 研修後、習得したノウハウを定着させるための工夫につき提案すること (オンラインによる継続研修など)。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	EPUB 図書制作研修会の受講者に対する技術定着方法	4. 業務の内容（４）第２次及び第３次派遣で想定される担当事項③
2	アクセシブルな著作物の具体的な普及方法	4. 業務の内容（４）第２次及び第３次派遣で想定される担当事項①、②

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	障害者の情報保障に係る各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語（スペイン語ができれば望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワークプラン	第1,2,3次国内準備期間終了時（第2次国内準備以降は、当初計画から大幅な変更が生じた際のみ提出する）	JICA 人間開発部	－	西語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		JICA エクアドル事務所	－	西語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	西語	電子データ
現地業務結果報告書	第1,2次国内整理期間終了時 （第3次報告書は、業務完了報告書にて代替する）	JICA 人間開発部	－	日本語	電子データ
			－	西語	電子データ
		JICA エクアドル事務所	－	日本語	電子データ
			－	西語	電子データ
		C/P 機関	－	西語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 人間開発部	－	日本語	電子データ

			－	西語	電子データ
		JICA エクアドル事務所	－	日本語	電子データ
			－	西語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を目安とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・「アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイザー」に係る成果物

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 9月 2日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 9月11日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：特になし

(2) 必要予防接種：黄熱病の予防接種推奨

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通

じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) アシスタント・通訳備上：要すれば英語⇄スペイン語通訳の配置
- オ) 翻訳依頼：必要に応じスペイン語への翻訳を業者へ依頼
- カ) セミナー等開催：開催にかかる会場の調達
- キ) 通信環境：あり
- ク) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣業務開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- ケ) 執務スペースの提供：C/P機関等内における執務スペース提供

12. 特記事項

(1) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(2) 部分払いの設定

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。⁵具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2027 年度 (2028 年 2 月頃)

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができま

⁵ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

す。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 情報アクセシビリティに関する知識及び EPUB 形式の電子書籍制作の技術研修実施経験を有することが求められます。かかる条件に関して、途上国での経験があることが望ましいです。

以上